

第5回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年3月5日(水) 午後1時30分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
証人	総務課 消防防災安全係長 宮原 英壽 建設課 道の駅推進係長 刈茅 王伸 税務課 A 氏 地域振興課 B 氏
事務局職員	議会事務局長 佐田 裕子 稲員 美佳

(午後 1 時 30 分開会)

○古賀世章委員長 それでは、お時間になったので、ただいまから公金の支出及び職員の懲戒規定等に関する調査特別委員会を開催いたします。

皆さん、こんにちは。町民の皆様には、大変お忙しい中にもかかわらず、今回も多数傍聴においていただきまして、誠にありがとうございます。今後とも、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。それでは本日の議事に入ります。

まず証人喚問前の事前協議でございますが、証人喚問の進め方につきまして申し上げます。今回は、各委員から尋問を行う形で進めてまいります。

それでは証人入室のため、暫時休憩をいたします。

(午後 1 時 33 分休憩)

(証人入室)

(午後 1 時 35 分再開)

○古賀世章委員長 それでは議事を再開いたします。

A 証人におかれましては、本委員会の調査のためにご協力のほどよろしくお願ひいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第 100 条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もししくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6 カ月以下の禁錮または 10 万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。

この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には、宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者を含め、全員ご起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読を願います。

○証人（税務課A氏） はい。

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。
令和7年3月5日、A氏。

○古賀世章委員長 それでは宣誓書に署名押印をお願いします。

(証人 宣誓書に署名)

○古賀世章委員長 それでは皆さん、お座りください。

(全員着席)

○古賀世章委員長 これから証言を求める事となります。証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。

なお、証言の際は、着席のままご発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

これよりA証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員から発言を願うことといたします。

それでは初めに人定尋問を行います。

まず、あなたは税務課職員のA氏さんでしょうか。

○証人（税務課A氏） はい。そうです。

○古賀世章委員長 次に住所、職業、生年月日については事前に記入していただいた確認事項記入票の通りで間違いございませんでしょうか。はい、A証人。

○証人（税務課A氏） はい。間違いありません。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めていかなければならないと考えております。A 証人は事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと、正直に答えていただければ結構でございます。

それでは尋問を行いたいと思います。はい。副委員長。

○白根美穂副委員長 質問させていただきます。白根です。よろしくお願ひいたします。

まずですね、以前、地域振興課において「大刀洗マルシェかてて」に関する業務に関わった時期はございましたでしょうか。

○古賀世章委員長 証人。

○証人（税務課 A 氏） あります。

○白根美穂副委員長 それはいつごろだったでしょうか。

○古賀世章委員長 はい、A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 令和元年の 6 月 1 日からが主で関わっていた時期です。

令和元年の 6 月 1 日から令和 2 年の 3 月 31 日までが主担当として関わっていた時期になります。

○白根美穂副委員長 令和 2 年の 3 月 31 日まで間違いないですか。

令和 4 年の 10 月まで関わってらっしゃいましたか。

○証人（税務課 A 氏） 令和 4 年の 3 月 31 日までが地域振興課におりましたので、その職員として関わっていた期間ではあります。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 こちらにですね、A さん名義で作られた通帳ございますけども、ちょっと確認してもらってよろしいですか。

○古賀世章委員長 確認をお願いします。

よろしいですか。はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それは A さんの名義になっている通帳なんんですけども、それは A さんが作成された通帳になりますか。

○古賀世章委員長 はい、A 証人。

○証人（税務課 A 氏） そうです。私が担当職員だったので、この通帳を作っています。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、通帳作成の経緯についてお伺いしたいと思います。

どのような経緯でそのような通帳をお作りになられたのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） もともと、「さくら市場」の通帳として担当者の名前で作られた通帳がありまして、それを引き継ぐようにして作られたものであります。

○古賀世章委員長 はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その通帳を作成するにあたり、どなたかから指示が、通帳を作りなさいという指示はありましたか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 申し訳ないですが、そこは覚えていません。

○古賀世章委員長 はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 A さんが通帳をお作りになった時期と重ねてですね、もう 1 つ通帳があるんですね。なので、2 つ通帳があるようになっています。

これは、どうしてこの、先ほど引き継ぎをしたというご証言ではありましたけども、どうして 2 枚通帳が並行してあったのか。もう 1 つの通帳の存在はご存じであられたのか、お答えいただけますか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） もう 1 つ通帳があったことは存じています。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その通帳の使い方についてお伺いします。

その通帳は、どのような使い方をされていたのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 今 2 種類ある通帳のうち、後から持ってきてもらった方の通帳で最初管理をずっと行っていました。

その中で、「さくら市場」の売上収支を入力するのと同時に、「さくら市場」が大刀洗町のふるさと納税の出品者として出している分がありまして、その分に関して各ふるさと納税の中間事業者から売り上げに対するお金が振り込まれるので、その分もすべて最初一括で管理をしていたんですけども、それだとちょっと中身がごちゃごちゃとして煩雑になってわかりにくいというところがだったので、通帳を 2 つに分けて管理を行うようにしました。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、その 2 つの通帳はどちらとも A さんが管理されていたということになりますか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 私個人が管理していたわけではないです。

地域振興課の係内で誰でも確認ができる状態にして管理をしていました。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、そこの通帳の中に入っているお金の使い方なんですけども、どのような使い方をされてありましたか。出金があったとは思うんですけど。何かを買ったとか。

○古賀世章委員長 A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 基本的に「さくら市場」の売り上げで、売り上げは、そのうちの手数料を出品者さんから除いた分をそのまま出品者さんに返して、その手数料の分で、必要な管理とかをするのに、必要な備品を買ったりとかいうことに使っていました。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 ちょっと話が前に戻ってしまいますけども、その 2 つの通帳なんですけども、地域振興課の方だったら、どなたでも、そこから入出金することが可能だったっていうことになりますか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人

○証人（税務課 A 氏） 誰でもと言えば誰でももあるんですけども、もちろんその通帳からお金をおろすためには、都度、カードとかはないので、印鑑を押して銀行で手続きをしてお金をおろすっていうことをしなければ出金はできませんでした。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、ATM でおろすっていうことはなかったということでよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） この通帳に関しては ATM でおろすことはできなかったです。

○白根美穂副委員長 はい、ありがとうございます。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 最後の 3 枚目の通帳になるんですけども、令和 4 年 10 月 7 日になります。

なので、A さんがですね、管理、関与してない部分にはなるかとは思うんですね。

全部ですね、全額引き出されているんですけども、そこはもう A さんが関与していないということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 はい、A 証人。

○証人（税務課A氏） このときのメインの担当者は私ではなかったですが、そのおろした経緯というのは、同じ係内で共有をしていたので知っています。

○白根美穂副委員長 その経緯をお伺いしてもよろしいですか。

○古賀世章委員長 はい。A証人。

○証人（税務課A氏） 大刀洗町役場の中に、以前は福岡銀行さんが支店を設けてあって、そこを通じてやり取りを行っていたんですけども、支払い等に関して手数料が1件につき幾らという形でかかるということが確定しまして、もともと出品者さんにお渡しする金額が低かったりすると、何ヵ月かためて送らないといけなかったりとか、そういうややこしいことになるので、手数料が低くて、町内の方だったら誰でも作りやすい農協の通帳に一本化して、そっちからやりとりをしようということになりました。

そして、一旦その積み立てっていうんですかね、中に入っていたお金の全額を、新しく作った農協の通帳に移しています。

○古賀世章委員長 はい、白根さん。

○白根美穂副委員長 その最後の通帳を見ていいただきたいんですけども、その通帳を見るとですね、口座が解約されてないように見受けられるんですね。

その口座がまだ開いてるかどうか、解約されたかどうかは、Aさんはおわかりになりますか。

○古賀世章委員長 はい。A証人。

○証人（税務課A氏） 私はその解約の手続きをしていないので、実際に解約されたかどうかまではわからないです。

○白根美穂副委員長 はい。分かりました。以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

その他、ご質問があれば。はい。平山委員。

○平山賢治委員 1つはですね、この通帳の入出金に関する現金出納帳のようなものは、当時作成していらっしゃったでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。A証人。

○証人（税務課A氏） すいませんが、ちょっと覚えていません。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 わかりました。ありがとうございました。

それから、この「さくら市場」ですね、「かてて」等の事業については、制度運営としてはどのような認識でいらっしゃいましたでしょうか。

例えば町の直接事業として任務に当たっていらっしゃったか、それとも何かこう別立てのような組織のイメージで業務に当たっていらっしゃったか。

その辺の受けとめはいかがでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 「さくら市場」と「かてて」のスタッフは町から給与を支払っているっていう部分で、その方たちは町の直接のスタッフという考え方で、その先の活動っていう部分では、町とは別のようなイメージではありました。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 すると手数料が「かてて」という別建ての団体の収入になって、それで必要なものをお買いになるということが一般的なお考えとしてなさっていたという認識でよろしいですかね。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） そうです。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 先ほどご記憶がないという証言も少しあったんですけど、これらは当然、任意団体だから、もしちょっと別建ての団体だったとお考えだったとして、その別建ての運営の責任者はどなただったと認識していらっしゃいますか。

○古賀世章委員長 はい、A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 別建てとは思っていたんですけど、最終的には、町の事業の一部っていうところもあったので、そうであれば、地域振興課の課長であったり町長に至るのかなと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。その他、どなたか。はい。高橋議長。

○高橋直也議長 何点か聞かせてください。

先ほどですね、通帳を作成したのに、経緯として誰かの指示があったか覚えてないと言われましたけども、自分で作ろうと思ったんですか、通帳は。

○古賀世章委員長 はい、A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 管理が煩雑になるので、新しく通帳を作りたいっていうお話はしていいいるはずなんです。ごめんなさい、ちょっとあまり記憶が。

前のことで覚えていないんですけど、たぶんそこで、その話をした上で許可はもらっていると思います。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 その通帳を作ったのを、Aさん自身が作ろうと思って故意的に作ったのか、それとも、例えば上司から、あなたの名前で作りなさいって言わされたのか、そこを聞かせてください。

○古賀世章委員長 はい、A証人。

○証人（税務課A氏） 明確に上司からあなたの名前で作りなさいっていう指示ではなかったと思います。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 ということは、Aさん自身が作ったがいいと思って、自分で故意的に通帳を作ったということですね。

○古賀世章委員長 はい、A証人。

○証人（税務課A氏） もちろん上司に相談の上で作成を行っています。

○高橋直也議長 わかりました。

○古賀世章委員長 はい、高橋議長。

○高橋直也議長 その通帳に手数料を残して残りは出品者に支払ったみたいなお話がありましたけども、手数料がずっとその通帳にたまるじゃないですか。その手数料がたまつた通帳の中からいろいろ必要な備品を買われてたっていう証言がありましたけども。

その必要な備品っていうのは、Aさんの名前の通帳ですので、Aさんがこういうのが必要だと思って自分で買われたんですか。それとも、何か要るからこの通帳の中から買いなさいという指示が出て備品とか購入されていたんですか。

○古賀世章委員長 はい。A証人。

○証人（税務課A氏） 確認なんんですけど、私が必要だと思ったものを買わせたっていう質問でいいんですか。それとも、「さくら市場」のスタッフが必要だから買いたいって言ってきたものを私が許可して買っているという質問ですか。

○古賀世章委員長 ちょっと整理しましょう。どうぞ平山委員。

○平山賢治委員 こちらが多分お聞きしてるのは、手数料の中から必要な物品を購入なさってたという証言があったと思うんです。それが必要な物品を決めて、それを購入するというその決定と決裁の手順がどなたの指示によるものなのか。これが必要だ、だからこれを幾らで買いなさいという動きがあったわけですよね。

だから、それが上司からの指示によったものか、例えば証人の自発的な判断によって、この出金等の決定が行われたものか。

その辺の経緯がいかがなものかということだと思います。

○古賀世章委員長 はい。A証人。

○証人（税務課 A 氏） 「さくら市場」とか「かてて」のスタッフから、必要な物品があってこれを買いたいですって話を受けた上で、一応それが必要なことを確認して購入してもらうと。

○高橋直也議長 ということは、必要なものを買うときに、上司の決裁があつたんですかね。

それとももう A さん自身が、スタッフがこれが欲しいと言つたら、わかりましたって言って、お金をその都度おろしてきて、自分で許可を出して購入していたんですか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 私の指示でっていうよりも、スタッフの方に任せていたという形です。

○高橋直也議長 任せていたというか、その口座は A さんの名義なので、A さんじゃないとお金をおろせないんでしょう。他の方でもお金はおろせたんですか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 口座の代表名で私の名前が、会計の管理人という形で私の名前が使われているんですけども、「さくら市場」という名前の通帳印がありますので、そちらを使うことでスタッフでも入出金ができる状態ではありました。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 ちょっと細かいことなんですけども、その「さくら市場」代表 A さんの名前ですよね。

○証人（税務課 A 氏） 代表とはついていないんですけど。

○高橋直也議長 それは A さんの個人の A っていう印鑑ですか。それとも「さくら市場」と書いた印鑑なんですか、登録印は。

ちょっと細かいところなんですけど聞かせてください。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 「さくら市場」って書かれた印鑑を使っています。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 それとですね、これを町の事業の一部だと認識しておきながらですね、町の事業の一部だとすると、通帳に残っている手数料も、要するに町のお金ですよね。そういう理解になりますよね。

そこをまず聞かせてもらっていいですか。

○古賀世章委員長 はい、A 証人。

○証人（税務課 A 氏） その認識はあります。

○高橋直也議長 ということであればですね、普通だったら町のお金を出勤する場合、きちんと領収書とかそういうのを付けなくちゃいけないじゃないですか。

今の話では現金出納帳とかつけていないということであれば、この手数料、町のお金という認識のあったお金で使った品物に対しての領収書というのは全部保管されていますか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 申し訳ないですが、そこはちょっと保管を怠っておりました。

○高橋直也議長 保管を怠っておりましたと。

○証人（税務課 A 氏） その都度、破棄をしていました。

都度破棄をしていたっていう言い方は語弊があるかもしれないんですけど、精算が終わった時点で、不要という形で。管理をきちんと、何年保管みたいな管理をしていなかつたです。

○古賀世章委員長 はい、高橋議長。

○高橋直也議長 役場内の他の課でも、公金を使って、領収証とかきちんと付けなくちゃいけないと私は思っていたんですけども、そういうのっていいんですかね。地域振興課内では領収書を保管しなくてもよかつたのかもしれませんけども。

他の課でも勤務されたことがありますよね。他の課で勤務されたときにも、やはり公金を使ったときに領収書とかは要らないんですか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 他の課で管理している時は、保管をしていました。

○古賀世章委員長 はい、高橋議長。

○高橋直也議長 じゃあなんで、この地域振興課のときだけ、その領収書を保管したり、要するに、現金の流れがわからないじゃないですか。

そんなことがまかり通る部署と言ったらおかしいんですけども、それが当たり前のようになっていただんですか。この「さくら市場」っていうか、この担当では。この課では。

○古賀世章委員長 はい、A 証人。

○証人（税務課 A 氏） ちょっと話が変わるんですけど、私が最初に役場に入って、最初の3ヶ月は違う別の課にいたんですけども。その後、地域振興課に来て、ずっと地域振興課で活動させてもらっていました、その当時は、そういうふうに前任者から聞いていたりするので、それが正しいと思って活動していました。

なので、実際に今、違う課に行ってみて、本当はこれが正しかったんだというのを改めて知った状況です。

○古賀世章委員長 はい、高橋議長。

○高橋直也議長 あんまり長くなるとあれですので、最後ですけども。

保管義務を怠っていたって言われたじゃないですか。

その通帳の中で備品とかを買って、とりあえずはつけていたんですか、領収書も添付して出納帳は。それを保管していなかったということですか。それとも、初めから通帳の中身で買った備品に対する領収書はもう保管もしていないし、もしかしたら領収書ももらってなかつたこともあったということですか。

○古賀世章委員長 はい、A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 領収書は必ずもらっていて、それを確認した上で、その現金の支払いという形にはなっています。

先ほどは記憶にないと言っていたんですけど、さぐってみて、つけていたような気もする。

ちょっとその辺があいまいな部分なので、絶対にしていないともしていたとも言い切れない部分はあるんですけど、でも、一切何もそこの管理をしないままっていうのも違和感があるので、していたんじゃないかなとも思います。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 その領収書を管理していたというのは、A さんが管理していたんですか、もちろん。それとも、誰かそういったのを、領収書とかきちんと出納帳をつける、誰か管理の担当者がいたわけですか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 私が全部が全部管理して、1枚ずつノートに貼り付けてとっていたとかはしていないです。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 もう一度お伺いしますね。

通帳と印鑑は一緒のところで保管はされていましたか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） すいません、覚えていません。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 通帳と印鑑がなければおろせないということだったのですけども、それは、どこに保管していたかは覚えてない、課長とか他の担当者が持っていたのか、A さんの名義などで、A さんが通帳と印鑑を自分で保管されていたのか、そこの記憶はどうでしょう。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 通常は、役場に置いている鍵つきの金庫の中に入れて、使わないときは鍵付きのキャビネットに入れて管理をしていました。

印鑑は私の机の引き出しにしまっていた記憶がよみがえってきました。

○白根美穂副委員長 ありがとうございました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。その他、どなたか。質問事項があれば。はい。平山委員。

○平山賢治委員 すいません、何度も。

その印鑑は誰でも持ち出せる形だったんでしょうか。それか、証人の決裁がなければ「さくら市場」の印鑑は持ち出せないような形だったんでしょうか。

○古賀世章委員長 はい、A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 必要に応じて持ち出すことができる状態ではありました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。高橋議長。

○高橋直也議長 通帳の中にあったお金ですね、結局領収書等も取っていなかつたし、出納帳もよくつけていたかどうかわからないということですけども、必要な備品以外に何かこの通帳の中から公金を使ったっていうことはありませんか。

○古賀世章委員長 はい、A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 必要なとき以外でこの通帳は使うことがないので、勝手にお金を出したり入れたりとかはしていません。

○古賀世章委員長 はい高橋議長。

○高橋直也議長 それは A さんはそうかもしれませんけども、話を聞いていますと、誰でもがその通帳と印鑑で出し入れができたような感じに聞こえるんですけども。

A さんしかこれ使えなかったんですか。この通帳の出し入れは。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 私しかできないわけではなくて、必要な人がお金をおろすときの用紙とか書いてもらって、銀行印を押した上で銀行に持つていけば、お金をおろすことはできます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。高橋議長。

○高橋直也議長 じゃあその必要なときにおろすときの、その紙ですかね、何々に使うという感じですかね、それはどこかに管理されているんですか。それがあれば、何々に使つたというのが全部多分出てくると思うんですけども。

必要なときに何々を買うから何々で幾らっていうのが上がってくるような説明ですけども、その紙はあるんですか、全部。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 銀行にお金を下ろしに行くときに、必要な金額を書いたら出してもらえる用紙があるんです。

○高橋直也議長 それは要するに金額だけですよね。用途は書きませんよね。

○白根美穂副委員長 書く欄もある。

○古賀世章委員長 ちょっと待ってください。どうですか。A 証人。

○高橋直也議長 普通の出金票ですか、銀行の。普通の銀行の出金は当たり前ですよね、銀行からお金をおろすには出金票が要りますので。

そうじゃなくて、私が言っているのは、必要なお金をおろすときに、何々代がいるから幾らっていうのを出して、それで通帳と印鑑を渡して、その人がおろしに行くみたいに聞こえたんですけども。そうじゃないんですか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） そうではないです。

○古賀世章委員長 そこをもうちょっと、A 証人、詳しくご説明できますか。はい。平山委員。

○平山賢治委員 つまり、出金するのに必要な請求書も証拠書類も、それから決済も必要なく、誰かが必要であれば必要な額を印鑑を持っておろしに行けたというような現状だったんでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 基本的には公金の扱いとしては良くないんでしょうけど、「さくら市場」のスタッフが必要な備品、事前にこれが欲しいですとかいう話はある上で、もうご自身たちで買ってきてもらって、その支払った領収書をもとにその金額を払い出すっていう形で行っていました。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 ということは、備品は1回職員が現金を立て替えて、そして領収書を持ってきて、それをAさんが見て、認めたら、その通帳からおろして職員に払ってあげていたっていう流れですか。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 私のポケットマネーとかではなく。

○高橋直也議長 いえいえ、職員さんがとりあえず立替えて買ってきた領収書を見て、それで間違いなければ、Aさんが通帳からおろして、立替払いの清算みたいな形をやっていたということですか。

○古賀世章委員長 はい、A 証人。

○証人（税務課 A 氏） そうですね。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○高橋直也議長 ということは、Aさんが全部決裁していたということですよね。

○古賀世章委員長 はい。A 証人。

○証人（税務課 A 氏） その部分ではそうだと言えます。

○高橋直也議長 その部分ではというと、他にも決裁する人がいたんですか。その立替払いを決済できる人が。

○古賀世章委員長 はい、A 証人。

○証人（税務課 A 氏） 私の他にも、私の上司は決裁ができます。

○古賀世章委員長 はい、高橋議長。

○高橋直也議長 で、それらの領収書とかは、まとめて課で管理するっていうことが全然なかったということですね。

○古賀世章委員長 どうですか、A 証人。

○証人（税務課 A 氏） そうです。管理していなかったです。

○高橋直也議長 はい。わかりました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。その他、どなたか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

では、以上で A 証人に対する尋問は終了をさせていただきます。証人は退席、退出いただいて結構でございます。どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。

（証人退室）

○古賀世章委員長 以上で、A 証人への証人尋問を終わります。ここで暫時休憩といたします。

（午後 2 時 17 分休憩）

（午後 2 時 30 分再開）

○古賀世章委員長 議事を再開いたします。

休憩前に続き、証人尋問を行います。

それでは証人入室のため、暫時休憩いたします。

（午後 2 時 31 分休憩）

（証人入室）

（午後 2 時 33 分再開）

○古賀世章委員長 議事を再開いたします。

B 証人におかれましては、本委員会の調査のためにご協力のほどよろしくお願ひをいたします。証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第 100 条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっていきます。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もししくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には、宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者を含め、全員ご起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読を願います。

○証人（地域振興課B氏）

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。
令和7年3月5日、B氏。

○古賀世章委員長 それでは宣誓書に署名押印をお願いします。

(証人 宣誓書に署名)

○古賀世章委員長 それでは皆さん、お座りください。

(全員着席)

○古賀世章委員長 これから証言を求めることがありますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。
なお、証言の際は、着席のままご発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより B 証人から証言を求めます。各委員からご発言を願うことといたします。

それではまず最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは地域振興課、職員の B さんでしょうか。

○証人（地域振興課 B 氏） はい。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入票の通りで間違いございませんでしょうか。

○証人（地域振興課 B 氏） はい。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。

それでは委員会で決定いたしました尋問の事項についてお伺いをさせていただきたいと思います。私たち委員は、事実を明らかにすることに努めないとけないと考えております。

C 証人は事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直に答えていただいて結構でございます。

それでは委員の皆様、尋問をよろしくお願ひをいたします。はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 質問をさせていただきます。白根です。よろしくお願ひいたします。

わからないことはわからないとおっしゃってくださって結構ですので。緊張されているかとは思いますけども、私もすごく緊張しております。気負いせずにお答えください。

また、お答えする際に記憶をたどっていくときに、時間をゆっくり使っていただいて結構です。よろしくお願ひいたします。

それでは質問させていただきます。

現在、地域振興課において、「大刀洗マルシェかてて」に関する業務に携わっていらっしゃいますか。

○古賀世章委員長 はい。B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） はい。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、担当しているのは主にどのような業務内容でしょうか。

○古賀世章委員長 はい。B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） はい。「かてて」で担当している業務ですね。

スタッフが4名いますので、そのスタッフとの全体の月初めのミーティングであったりとかに同席をしたり、月ごとの販売で、シフト組み、毎月のシフトを誰がどこに出店するかと、出店先をどこにするのかっていうものをスタッフと一緒に決めたりを行っています。

他には、「かてて」をもっと皆さんに知ってもらうため、魅力を伝えていくために、どのような方法ができるかっていうのを考えていて、例えばディスプレイを作り変えたりとか、作り手さんがより「かてて」を通して活躍できるように、出店の機会を設けられるようにしたりとか、あとはマルシェを開催したり等の計画を行うことをしています。

○古賀世章委員長 はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、ここに通帳があるんですけども、「大刀洗町さくら市場代表村田まみ」。通帳がございます。ちょっとそれを見ていただいてもよろしいですか。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○白根美穂副委員長 今お答えになられた業務内容は、シフト組みだったり、出店先の企画だったり計画だったりっていうことだったんですけども、その通帳は見たことがございますでしょうか。

○古賀世章委員長 B証人。

○証人（地域振興課B氏） はい。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 Bさんは、その通帳で入出金されたことはございますか。

○古賀世章委員長 はい。B証人。

○証人（地域振興課B氏） はい、あります。

○古賀世章委員長 はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それは、どのようなときに入出金されたのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい、B証人。

○証人（地域振興課B氏） 月末に売り上げをまとめて入金をするんですけども、その際に、通帳を使って銀行のほうで行ったりということが基本的です。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その入出金されてお金を動かしてるわけなんんですけども、その帳簿作成とかはどなたがされていましたか。

○古賀世章委員長 はい、B証人。

○証人（地域振興課B氏） 帳簿の作成は、現在は、私とは別に補助的会計年度さんで来ていただいている青柳さんにエクセルの方に入力をしてもらっています。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それは現金出納帳ですか。

○古賀世章委員長 はい。B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） 通帳の中での動きを歳入歳出で記録したものです。

○古賀世章委員長 はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 いわゆる帳簿、売り上げが幾らとか手数料がこのぐらい上がったとか出金がこのぐらいとかいう、その収支報告書みたいなのはお作りになられてますか。

○古賀世章委員長 はい。B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） 収支報告書は、これまで作成はしていないです。

○古賀世章委員長 はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その通帳の名義は村田まみさん、現課長になってますけども、今お答えいただいた B さんがその通帳を持って入出金するということでしたが、通常その通帳、今現在、その通帳と印鑑の管理はどのようにになってますか。

○古賀世章委員長 はい、B 証人

○証人（地域振興課 B 氏） 通帳は地域振興課で持っている金庫の中で管理をしていて、その金庫は会計課に毎日保管するようにしています。

印鑑は私のデスクの引き出しのほうで管理をしています。

○古賀世章委員長 はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その通帳は、その都度ですね、他の方も利用ができるってことになりますか。

○古賀世章委員長 はい。B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） 農協の方でおろすときに、おろした人が名前を書かないといけないようになってるんですが、それをすれば、誰でもできはします。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その入出金を行う際に、どなたかからの決裁をもらってされてますか。

○古賀世章委員長 はい。B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） これまで決裁を取らずに、スタッフと私の方で出した出金のデータをもとに出金しております、決裁は取っておりませんでした。

○古賀世章委員長 はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 B さんが、何か他のスタッフの方が買った備品とかに関してですね、立替えを行うことはありましたか。

○古賀世章委員長 はい。B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） はい、これまで行っていた時期もありますが、係員から令和 5 年の時点で指摘を受けて、そこからは一般会計の方で消耗品等を買うようにしたので、そこからは通帳を使ってスタッフが買い物をするっていうことはないです。

○古賀世章委員長 いいですか。

○白根美穂副委員長 はい。ありがとうございました。

○古賀世章委員長 その他、どなたかご質問のある方はお願いをします。はい。河野委員。

○河野政之委員 河野です。よろしくお願いいたします。

いつから会計年度の帳簿は作成してあるんでしょうか。わかりますか。

○古賀世章委員長 はい。B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） データ上にあるのは令和 3 年からなんですが、年度で記録をしていたのは、令和 5 年は確実にしております。

○古賀世章委員長 はい、河野委員。

○河野政之委員 それは領収証などを、ちゃんと保管されておりますか。

○古賀世章委員長 はい、B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） 領収書っていうのは、消耗品を購入した際の、ということですか。

○河野政之委員 そうです。

○証人（地域振興課 B 氏） 封筒にまとめて入れている状態で、綺麗に管理していたわけではないです。

○古賀世章委員長 よろしいですか。その他どなたかご質問のある方はお願いをいたします。

はい。平山委員。

○平山賢治委員 平山です。よろしくお願いします。

「かてて」の部分の会計管理者っていう方がいるとすれば、そういう存在のお方というのは、どの方だと認識していらっしゃいましたか。ご本人も含めて。

○古賀世章委員長 はい、B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） 会計管理者とするなら、地域振興課長の村田だと認識しています。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 そうなると、おそらく多分実際としては、通常に入出金する折でも、本来は課長の決裁印なりが、支出命令等が必要だと思うんですけど。建て付けとしてはですね。

そういうのはやっぱ実務としてはなく、課長の決裁を通さずに入り出しが実際に行われていたような現状なんでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） はい。

○平山賢治委員 もう 1 点いいですか。

「かてて」に関する書式を拝見させてもらったんですけど、様々な収入支出に関することについて、起案年月日、記載年月日がちょっと見当たらないんですけど。これについて何かご記憶はございますでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） はい。

これまでこの起票をせずにやってきたまま進めていたので、今回、百条委員会という話が出たので、収入支出をちゃんと整理をしようということで作ったため、起票年月日、決裁年月日が空欄になっています。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 百条委員会からの提出の依頼を受けた後に、全部さかのぼってお作りになったというような感じでお受けしてよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） はい、大丈夫です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。その他、ご質問等があれば。はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 「大刀洗マルシェかてて」ですけども、B さんとしては、これは町直営の事業として認識しているのか、それとも任意団体の活動として行っているのか、どのような認識で業務を遂行されておられましたか。

○古賀世章委員長 はい、B 証人。

○証人（地域振興課 B 氏） 対外的には町直営の市場っていうふうに謳ってきていますが、今回こういった調査をしたところで、一概に直営と言い切ることはできないのかもしれないなと思っています。

○古賀世章委員長 どうですか皆さん、いいですか。よろしいですか。

以上で B 証人に対する尋問は終了させていただきます。ありがとうございました。証人は退席退出していただいて結構でございます。お疲れでございました。

（証人退室）

○古賀世章委員長 以上で B 証人への証人尋問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 2 時 54 分休憩）

（午後 3 時 00 分再開）

○古賀世章委員長 議事を再開いたします。休憩前に引き続き、証人尋問を行います。

それでは証人入室のため、暫時休憩いたします。

(午後3時01分休憩)

(証人入室)

(午後3時03分再開)

○古賀世章委員長 それでは議事を再開いたします。

宮原証人におかれましては、本委員会の調査のためにご協力のほどよろしくお願ひをいたします。証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっていきます。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もししくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならぬことになっています。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には、宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者を含め、全員ご起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読を願います。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽）

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。

令和7年3月5日、宮原英壽。

○古賀世章委員長 それでは宣誓書に署名押印をお願いします。

(証人 宣誓書に署名)

○古賀世章委員長 それでは皆さん、お座りください。

(全員着席)

○古賀世章委員長 これから証言を求める事となります、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。

なお、証言の際は、着席のままご発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより宮原証人の証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員からご発言をお願いすることといたします。

では最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは総務課、消防防災安全係長の宮原英壽さんですか。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） はい。間違いありません。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入票の通りで間違いございませんでしょうか。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） 間違いありません。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。

それでは私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。私たち委員は、事実を明らかにするために努めていかなければならないと考えております。

宮原証人は事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えいただければ結構でございます。よろしくお願ひいたします。

どなたかご質問のある方。はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 實藤でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、証人が、産業課農政商工係の係長をされていたときの、宿泊を伴う出張についての質問をさせていただきます。

お手元の書類で、この書類はどのようなものでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） 令和元年ですので、農政商工係ではなくて、農業委員会の、その当時の産業課の地域開発係で兼ねてですね、農業委員会の事務局に出向しておりましたので。日付を見るとですね、その時の書類かなと思っております。

○實藤量徳委員 失礼しました。

その書類は、どのような書類でしょうか。何を証明する書類でしょうか。

○古賀世章委員長 はい。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） 宿泊証明書と書いてありますので、宿泊証明書なのがなと見受けられます。

○古賀世章委員長 はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 はい。その証明には宿泊証明とありますね。

大阪のホテルの名前、そして「下記の通り宿泊されたことを証明します」と書かれてあります。

その書面は、あなたがこの大阪のホテルから直接入手し、会計課に提出したものですか。

○古賀世章委員長 はい。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） いえ、私は取得はしておりません。

○古賀世章委員長 はい、實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは、どのような経緯で会計課に提出されたと思われますか。

○古賀世章委員長 はい。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） この書類を見る限り、出張に行った際にですね、まず出張命令書を上長に許可をいただいてですね、宿泊を伴いますので、総務課長まで決裁をいただいて出張をし、戻って参りますが。その時に概算払いと旅費をいただくのか、それとも通常払いと申し上げまして戻ってきた後に精算払いと領収書をつけてお金をいただくのか、その時につける添付書類だと思いますけれども。

この当時はですね、出張命令書から復命書とかいろんな旅行と言いますか手配は、そこは上司にお任せしていたところがございますので、私が取得したものではないというか、記憶がないところでございます。

○古賀世章委員長 そうですか。はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 はい。では次の書類をご覧ください。

これは、隨時監査の要求を受けて、当町の会計課が当該ホテルから取り寄せた宿泊証明書です。

あなたが添付した証明書とは書式が違つてますが、なぜでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） 申し訳ありません。

私にはちょっとわかりかねる、わからないです。

○古賀世章委員長 はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 そうですね、出張の際の確定払いに際し、必要な書類があることは認識していましたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） 今まででは領収書をもってというところがありましたけれども、どこかのタイミングで、確かどなたか元議員の方がご質問された際にですね、宿泊証明書が必要じやないかというところから、ちょっと記憶が曖昧なんですけれども、つけたりとか、あとは途中でいろいろ変わったりはしたみたいですけれども、そういった類のものになっておりますので。

この当時が領収書をもってでいい時代なのか、それとも必ずつけるようについての内規というか、だというのがちょっとすいません、時系列でちょっとわからないんですけれども。

申し訳ありません。

○古賀世章委員長 はい。よろしいですか。はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 では、次の質問に移らせていただきます。

証人が農業委員会で、令和2年に、えびの方へ行かれた際の出張復命書をご覧ください。

出張復命書というのは、上司からの指示で出張した際にその内容を報告する書類ですよね。これにご記憶ござりますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） 記憶はございます。

○古賀世章委員長 はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 それがですね、なぜか復命書の文面が一緒に行かれた課長と全く同じになつてゐんですけど、なぜでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） 業務も私忙しかったところもありますし、当時の産業課長の方ですね、いろいろ出張命令書だとか、手配だとか、いろいろしていただいた記憶がございますので、もしかしたら作っていただいて、印鑑を押しただけになつてたのかもしれません。

ちょっと記憶が定かではありませんけれども。

○古賀世章委員長 確認ですけど、その時の産業課長ってどなたでしたか。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） 佐々木大輔でございます。

○古賀世章委員長 佐々木大輔さんですか。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） はい。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。實藤さん、何かありますか。

○實藤量徳委員 はい。次にですね、この宿泊証明書をご覧ください。

これについても、先ほどと同様に証明者の印鑑がないのですが、どのような書面かご記憶にございますか。

○古賀世章委員長 はい、宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） 記憶にはありませんけれども、こちらに宿泊したことは、農業委員会の委員さんの皆様と視察に行ったときのものではなかろうかというふうに記憶はしております。

○古賀世章委員長 はい。實藤委員。

○實藤量徳委員 この宿泊証明書も証人は出した記憶がないと。出した記憶がないとは言い方が悪いですね。同行された方が一緒に提出されたということと受け取ってよろしいですか。

○古賀世章委員長 はい。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） 記憶がございませんので何とも言えませんけれども、どなたかが出さなくちゃいけない書類だと思いますので、私じゃなければ、おっしゃるとおりかもしれません。

○實藤量徳委員 ありがとうございます。

○古賀世章委員長 はい。その他、どなたか。平山委員。

○平山賢治委員 平山です。よろしくお願ひします。

ちょっと最初にさかのぼりまして。最初にご覧いただいた大阪のホテルの件なんですが、証人は第1の書面については全く記憶がないとなっているんですけど。

ということは、証人としてはこの出張に際し、宿泊証明書を当該ホテルから取得したことになければ添付して提出したこともないという解釈でよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） というよりはですね、旅費の精算とか支払いとか、手配も含めてですね、すべてお任せをしておりましたので、ちょっと無責任にはなりますけれども、そういう意味では見たかもしれませんけれども。

私が取り寄せたとかそういう記憶はありません。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 お任せしていたというのは、当時の課長である佐々木氏に手配や精算等もお任せしていたというふうにお受けしていいんでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） はい。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 そうしますと、証人が取得も添付もしていないとすれば、証人がお任せしていた方が、この宿泊証明書という名目の第1の書類を会計課にお出しして、宿泊費を受領したというふうに考えられるんですけれども。そのような感じで受け取ってよろしいでしょうか。それとも他の何か可能性は考えられますでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） なんていいますか、出張に行った後にですね、戻って参りまして、復命をして、旅費の精算書を作って会計課の方に出すときにですね、いろんな領収書だったりとか宿泊証明とかをつける必要があります。

その中に、当時の課長と私の2人で行った記憶があるんですけども、私の名前ももちろん連名で印鑑を押す欄がありますので、そういう意味では2人で出した精算書にはなるんですけども、印鑑を押しただけって言ったらあれですけど、すいません、そういう記憶しかないところです。

○平山賢治委員 わかりました。

このあとは多分、その当該の人物に対する喚問になろうかと思います。ありがとうございました。

○古賀世章委員長 はい。その他どなたか。お尋ねしたい意見があれば、お願いをいたします。

はい、高橋議長。

○高橋直也議長 はい、高橋です。

今聞いてますと、まず大阪ですね、それと宮崎のえびのですかね。

この2か所ですけども、その宿泊証明書というのは、本人がそこのホテルに泊まったという証明書ですよね。ということは、この証明書は、本人が取っていないからわからないと言われますけども、このえびの泊の分については、それは本物ですか。その宿泊証明書が、ホテルが出した宿泊証明書だと思われますか。

大阪のホテルの件もあわせて聞きたいんですけども、それは本物の宿泊証明書だと思われますか。ご自分が泊まれたのを証明してくれる、きちんとホテルが出した宿泊証明書だと思われますか。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） はい、宮原証人。

押印もありませんので、そういう意味では、そういった正しい証明書じゃないかもしないといふうに。正しいものじゃないかも知れません。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 本物じゃない、押印もないということであれば、偽造された宿泊証明書として私たちはとらえるようにならざるを得ないんですけども、それを2つとも、作ったのは本人じゃないんですか。

○古賀世章委員長 はい。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） 私は作った記憶はございません。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 ということであれば、誰が宮原証人の宿泊した証明書を作つて会計課に出されたと思われますか。

本人が出さなければ、本来であれば自分が取らなくちゃいけない宿泊証明書を、誰かが作つて会計課に出したということになるんだろうと思うんですけども。誰がそんなことをされるんですかね。可能性も含めて、誰だと思われる方がおわかりであれば教えてください。

○古賀世章委員長 はい。いかがですか。はい。宮原証人。

○証人（消防防災安全係長 宮原英壽） 可能性ということであればですね、同行した当時の上司の可能性はあるのかなというふうには思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○高橋直也議長 はい。

○古賀世章委員長 いかがですか。よろしいですか。

ないようであれば、これで宮原証人に対する尋問を終わりたいと思います。

証人は退席、退出いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。お疲れでございました。

(証人退室)

○古賀世章委員長 以上で宮原証人への尋問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

(午後3時24分休憩)

(午後3時30分再開)

○古賀世章委員長 時間となりましたので、議事を再開したいと思います。

休憩前に引き続き、証人尋問を行います。

それでは証人入室のための暫時休憩をいたします。

(午後 3 時 31 分休憩)

(証人入室)

(午後 3 時 33 分再開)

○古賀世章委員長 それでは議事を再開いたします。

刈茅証人におかれましては、本委員会の調査のためにご協力のほどよろしくお願ひをいたします。証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第 100 条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっていきます。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もししくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6 カ月以下の禁錮または 10 万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。すなわち、証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には、宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3 カ月以上 5 年以下の禁錮に処せられることになっています。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者を含め、全員ご起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読を願います。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸）

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。
令和7年3月5日、刈茅王伸。

○古賀世章委員長 それでは宣誓書に署名押印をお願いします。

（証人 宣誓書に署名）

○古賀世章委員長 それでは皆さん、お座りください。

（全員着席）

○古賀世章委員長 これから証言を求めることがあります、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。
なお、証言の際は、着席のままご発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより刈茅証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員からご発言を願うことといたします。

それでは初めに人定尋問を行います。

まず、あなたは建設課、道の駅推進係長の刈茅王伸さんですか。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。間違いございません。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入票の通りで間違いございませんでしょうか。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。間違いございません。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、あらかじめ委員会で決定しました尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。
私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。

刈茅証人には事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えしていただければ結構でございます。

それでは、委員さんの方からご質問があれば、よろしくお願ひをいたします。はい。河野委員。

○河野政之委員 河野でございます。よろしくお願ひいたします。

私の方からはですね、2点ほど確認をさせてもらいたいと思っております。

2020年10月26日にチェックイン新橋に宿泊された証明書ですけど、その証明書については、あなたが直接ホテルから交付を受けたものですか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。手元の資料を拝見いたしまして、私宛の名前となつておりまして、私が受けたものと記憶をしております。

○古賀世章委員長 はい、河野委員。

○河野政之委員 この宿泊証明書は原本ですか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。おそらくという言い方になりますが、原本かと思われます。

○古賀世章委員長 はい。河野委員。

○河野政之委員 修正なりコピーなさったことはございませんか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。私の記憶の中でそういった修正等々した記憶はございません。

○河野政之委員 はい。では次に、私の2項目に移らせていただきます。

昨年11月の奈良県道の駅視察について、証人と当時の課長は宿泊証明書を添付せず宿泊費の精算を求めたとの証言があります。その通りですか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい、その通りでございます。

○古賀世章委員長 はい、河野委員。

○河野政之委員 現在、その宿泊費はどうなってるんですか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。出張旅費としての精算は、まだいただいていないとということを承知しております。

○古賀世章委員長 はい。河野委員。

○河野政之委員 では、宿泊証明書以外なものを添付したのですか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。その通りでございます。

○古賀世章委員長 はい。河野委員。

○河野政之委員 それはなぜですか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。この出張に際しての背景を少しお話しさせていただいてもよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 はい、どうぞ。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） まず、宿泊証明書以外のものをつけたということなんですけれども、添付書類といたしましては、宿泊の見積書でございますと記憶しております。

この宿泊自体ですけれども、手配の方は全く私は関与はできなかつたものでございます。

従いまして、私の手元に領収書がございませんでして、そういう形になつてゐるという状況です。

○古賀世章委員長 はい。河野委員。

○河野政之委員 はい。今説明されたので、その根拠だと思います。それについては、もうこちらの方もこれまでにしておきますので。以上です。

○古賀世章委員長 はい。よろしいですか。

その他、どなたかご質問のある方は、お願いをいたします。はい、平山委員。

○平山賢治委員 平山です。よろしくお願いします。

今の奈良県の件についてお聞きしますが、これについては、ご一行様は何名様だったのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。出張は2名で行きました。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 それはどなたとどなたなんでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。もう一度お願いします。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。建設課長、そして道の駅推進係長の私2名でございます。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 建設課長というのは佐々木大輔氏のことと理解してよろしいですか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。その通りでございます。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 そうしますと、お2人の旅費の請求に関して、この旅費の請求手続きを行つたのはどなたなんでしょうか。個別なんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） 請求といたしましては、起票したのはまとめてございまして、システム上で起票したのはおそらく私であると記憶しております。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 となると、会計責任者に対して添付書類を添付した上で支払いを求めたというのは、個々に行われたんでしょうか。それとも、2人分がまとめて行われたのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。精算事務を一括して行っておりますので、まとめてということになります。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 その際にまとめて請求を行ったのは、どなたなんでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。起票を行った、添付書類を集めたのは私だったと記憶をしております。

○古賀世章委員長 はい、平山委員。

○平山賢治委員 その際にですね、宿泊証明書ではなくて、先ほど証言いただいた見積書ですかね、をその添付書類として提出なさった根拠はどうお考えですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。もともとの精算事務に関して、なかなか私がすべてを掌握できていなかつたことによってですね、このような事態になったということは、すごく委員の皆様に対してお時間をいただくということで申し訳なく思っております。

そのきっかけ、根拠といいますか、そのやりとりについて少し詳細にお話をさせていただければと。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。その精算事務に関して、パック商品とパック商品でない、いわゆる自分で手配したものっていうものがございます。それがどちらだったのかっていうのを私は割と清算に近いタイミングで知ることとなりました。

従いまして、その精算事務についても、なかなかどうしようかなというところがありまして、課長の方に何かこう、宿泊が証明できるもの支払ったことがわかるものがないですかと尋ねたことは記憶をしております。

その中で、当時の職員が見られる文書管理の中の規約を見せていただいて、見積書でも問題ないということを言われたのを記憶しております。

何で言いますか、一般的な考え方からすると、金額を支払ったものを添付する方が、話は、精算としてはスムーズなのかなというところもありましたので、領収書はないですかっていうのを再度確認した記憶がございます。

ただそこで、いやこの通り見積書でも大丈夫だよっていうやりとりがあつて、精算事務の方に進んだということは記憶をしてございます。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 確認しますけど、その文書管理の規約を見せた人物、そして、この中で見積書でも大丈夫だということで確認をいただいた人物というのは、当時の、当時というか、現在の佐々木課長というふうにご理解させていただいてよろしいですか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい、その通りです。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 その添付書類に対して会計管理者の反応はどのようなものだったのでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。1度、宿泊証明書はつけてもらえないか、或いは、領収書を添付できないか、どちらかだったと思うんですけど、1回で通った処理ではなかったというのを記憶しています。

そういう領収書或いは宿泊証明書をつけてくれと、どちらか、申し訳ございません、忘れてしましたけれども、そのいずれかをつけて欲しいということを指示を受けたのを記憶してございます。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 その後の対応はどうだったんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。すいません、記憶の中で話していく、少し時系列がずれてしまって大変申し訳ございません。

そこで、先ほどのやりとりがあったものと承知しております。

○古賀世章委員長 はいどうぞ、平山委員。

○平山賢治委員 その後、2人の方からは支払いに関する再度の請求などは行っていないですか。会計課に対しては。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。旅費の支払いがないことをもって、早く支払って欲しいという旨の発言はしておりません。

○古賀世章委員長 しておられないんですか、発言を。はい、どうぞもう1回そこだけお願ひします。確認の意味で。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） いまだ支払われていないということに対して、支払って欲しいということを会計課に対して話したことは覚えていません。

○古賀世章委員長 覚えていないということですね。はい、平山委員。

○平山賢治委員 証人はこれまでですね、多数出張で宿泊なさっていると思うんです。

その中で、こちらで拝見する限り、必ずですね、宿泊証明書をおつけになっている。それが習慣づいていると思うんですけど。

その辺はそういうふうに、それまでも、去年の12月に至るまででも、当然宿泊証明書をつけるものだというふうに証人は宿泊に関しては認識していらっしゃったかどうか。そこら辺をご確認させていただきたいんですけど。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。認識といたしましては、その通りでございます。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 となりますと、今回に限ってですね、領収書なり宿泊証明書がないかということで課長に相談したところ、ないので見積もりで大丈夫だ、これに書いてあるからと言われて、おそらく文書管理の規約を拝見なさったんだと思うんですけど。

それを見て、何か思うところはございましたでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。最近の私の出張では、記憶している限りですけれども、パックを積極的に使うようにしておりました。

なので、宿泊証明書をしばらくは取ってなかつたんですけども、個人で取った旅費、出張に対して、見積書でもいいんだというふうな、何といいますか、疑念まではないんですけども、きちんと文書管理に保存してあったので、見積書でいいんだっていう、改めてなんかこう、思うものがあったのは記憶をしております。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 例えば、もうそうなりますと、今、少額ではないその出張費がですね、まだ未払いのままになってるということで、そうなりますと、証人としては早期の支払いを求めたりとか必

要な書類を添付したりとか、なんかそういう証人からのアクションっていうのは、今後は何か考えられないんでしょうか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） 適切な資料を添付することによって、支払っていただけるようですね、努力すべきだというふうに考えます。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 ありがとうございます。

今、先ほどおっしゃいました佐々木大輔氏の出張に関わる件について調査を進めているんです。その中でですね、当該人物や同行者を含む出張について、主にその宿泊証明書について偽造を疑わざるを得ないケースっていうのを複数お見受けするんですよ。

それで、証人におかれでは、これまでですね、上司、もしかすると上司から何らかの指示を受けたことも含めてですね、他に本物ではないような証明書などを添付したということはございませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。今思い返したのですが、記憶の中でそういったものを明確に私が認識していたっていうことはないです。

○古賀世章委員長 はい。平山委員。

○平山賢治委員 調査の中でですね、当該課長が実際に泊まっているにもかかわらず、その泊まったホテルの宿泊証明書を自作したりとかですね、また、実際に別のホテルに泊まっているにもかかわらず、そのホテルのをということが実際にあるようです。

この課長はなぜこういうことばかりしたがるのか、当人から何かお話などを聞いたことはありますか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） まず、話を聞いたことはございません。そして理由も、申し訳ございません、今ものすごく疑問を抱いている状況でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 白根です。よろしくお願ひします。

この奈良ロイヤルホテルの件なんですけども、宿泊証明書の再発行の依頼はされていませんか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。依頼はしておりません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それはどうしてでしょうか。

○古賀世章委員長 はい刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。確かに年末だったかと思うんですけども、内部で本件について確認が、本件を含めて複数の確認があったかと記憶しております。

その中で、私は宿泊証明書を偽造するであったり、何かこう不正をするっていうことは全くもってそういうつもりはないので、記憶の中でです、ごめんなさい、本件についてかどうかは定かではないんですけども、宿泊証明書を、これは改めて宿泊先に連絡して取得した方がよろしいですかと確認したことは記憶をしています。

○古賀世章委員長 はい、どうぞ。

○白根美穂副委員長 確認した後、そのあとはどのようになったんですか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。1言1句同じではないかと思うんですけども、まだこのままで待っておいてというふうな指示だったかと思います。

私としては、全く今おっしゃっていた宿泊先に泊まっていますので、宿泊証明書を連絡なり事情を説明して取得ができればなということは考えてます。

ただ、このやりとり、宿泊証明書を取った方がよろしいですかっていうのは複数の案件の中でお話をしたので、本件についての「取得した方がよろしいでしょうか」っていう記憶と、ごめんなさい、一致はしないんですけども、そういうお話をした記憶がございます。

○古賀世章委員長 はい白根副委員長。

○白根美穂副委員長 旅費の精算がまだ行われていません。

それで、宿泊先に再発行を依頼すれば、旅費が精算される、決裁がおりるかとは思うんですけども、自分の分を精算しようとは思われないんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。当然ですね、今何か支払えない事情があるということですね、そこは正すべきだと。必要な書類をそろえて適正に処理をしていただくっていうのが当然の考え方だというふうに考えております。

○古賀世章委員長 はいどうぞ。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それは、その行動をすることは、管理者の指示とか許可がないとできないことですか。

宿泊証明書を再発行していただく依頼をするとかですね、そういうのは誰かの許可が得られないとできないことですか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。建設課内としては、管理者の許可は特段不要かと。決裁もいただいてますし。

一方で、今現在、書類というものが手元にないので、その書類がある担当課の方とその件についてお話をしても、こちらの方で差替えをさせてもらってもよろしいでしょうか、ということを話すことは必要になるというふうに承知をしております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。その他どなたか、ご質問がある方は。はい。高橋議長。

○高橋直也議長 ちょっと暫時休憩をこの場で取っていただけないでしょうか。

○古賀世章委員長 それでは暫時休憩ということで。ここでしばらく暫時休憩をとりたいと思います。

（午後 16 時 01 分休憩）

（午後 16 時 08 分再開）

○古賀世章委員長 それでは再開いたします。先ほどに引き続き、ご質問のある方はよろしくお願ひをいたします。はい。高橋議長。

○高橋直也議長 はい、高橋です。よろしくお願ひします。

宿泊証明書の書類をですね、いろいろ確認しておきましたら、平成 30 年なんですけども、11 月 1 日、刈茅証人と佐々木大輔氏が同じ日に同じホテルに泊まっております。愛知県の名古屋市、ドーミーインエキスプレス名古屋というところですね。

両方、宿泊証明書が出てるんですけども、こここの宿泊証明書がですね、ナンバリングされてます。宿泊証明書にナンバリングをされてるんですけども、2 人の宿泊証明書のナンバーが一緒なんです、全く。

普通、語尾が例えば 200365 であれば、次の人は 200366 になるはずだと思うんですよね。でも全く一緒の、宿泊証明書が同じ番号で出されてますけども。聞きたいのは、どちらかがコピーして名前とかを変えた偽造の文書になるんじゃないかなっていう、まだ今のところ確認してませんので、憶測になりますけども。

これがどちらかが偽造だとすれば、今までにですね、このような宿泊証明書の偽造等に手を貸したり、そういったことをしたり、そういう事実を知ってるとかっていうのはありますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） 偽造に手を貸すということは、すいません、すぐには出でこないです。

○高橋直也議長 ちょっと見てもらいましょうか。同じ番号ですよね。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） 間違いなく同じ番号です。

○高橋直也議長 どちらかが偽造という形になるのではないかと推測、ちょっと今の段階では推測なんですけども。

○古賀世章委員長 はい、刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） 私も推測にはなりますけれども、可能性としては、それを消すだけの証拠は持ち合わせておりません。一般的に番号が同じというのが、すいません、言葉に詰まります。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 先ほどの質問を繰り返しますけども、もちろんご本人は宿泊証明書の偽造はしたことではないという認識で、まずよろしいですか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。間違いございません。

○高橋直也議長 であれば、こういった偽造をしているということはご存じですか。

例えば、一緒にいた担当の職員で、そういった宿泊証明書を偽造している人がいたっていう事実も知りませんか。それとも、もしかしたら偽造しているというのを知っていたとか、そういったのもございませんか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。今、すいません、しばらくお時間いただいたて考えたんですけども、明確に偽造を承知していたっていうのは、申し訳ございません、記憶で出てこないです。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長どうぞ。

○白根美穂副委員長 その宿泊証明書を貸してくれとか、もらったやつをちょっと見せてくれとか言われて、貸してくれと言われて出した記憶はありますか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） 非常に曖昧な記憶ではございますが、清算をする中でそういったことはあり得ることなので、曖昧なことですけども、あった可能性はこの場で否定することができないです。ただ、明確には。ごめんなさい。

○古賀世章委員長 はい。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 旅費の精算をする際に今まで一括して一緒になって、前の奈良のもそうでしたけども、その時もやはり同行したものと一緒に精算を上げていたみたいな感じになりますか。

1人ずつの精算ではなく、2人まとめて精算をしていたっていうのが通常になっていたみたいな感じになりますか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。その点に関しましては、一般的に一緒に行った人間をまとめて精算をするっていうことになっていますので、おそらく、言われている当該出張旅費についても、別々に処理したものではないのだろうというふうに認識しております。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 この宿泊証明書、これは間違いなく事実、本物の宿泊証明書なんですよね。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。だと思います、という答えになってしまいます。ごめんなさい。

平成30年ですかね。これまで私の考え方からいったときの話になって大変申し訳ございません。私が一取得したものだと思います。

○高橋直也議長 基本的に宿泊証明書というのは、本人がそこに泊まって証明書をホテルから出してもらうということですからね。

ということであれば、もう1人の宿泊証明書が偽造されたんじゃないかなと。推測なんですが。

その時にちょっと聞きたいのは、そういった偽造には全然手を貸していない、知らなかつた、ということだけ最後にもう一度聞かせてください。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） やはり思い返しても、そういったことをやったということは、やはり思い出せないです。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございました。その他、どなたかいいですか。はい。平山委員。

○平山賢治委員 すいません、過去のことできちんと恐縮なんんですけど。

一般的には、現場でおとりになるのか、宿泊証明書をですね、チェックアウト時等におとりなるのか、それとも、後程、郵送等で送っていただくのか。そういう一般的な取り扱いについてはどうなんでしょう。

それと、この名古屋のケースがどうだったかも、やっぱりちょっと今、どうですか。覚えていらっしゃらないですか。

○古賀世章委員長 刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸）　　はい。まず、一般的には窓口、お支払いの際にいただきます。

宿泊したときに、あらかじめ、チェックインのときに申し出て、帰るときにもらうというのが一般的な流れでございます。

言われた当該宿泊証明についても、おそらくその流れでしたものなかなと承知しています。

○古賀世章委員長　　はい。平山委員。

○平山賢治委員　　そうすると、例えばお2人でお泊まりになった場合には、お1人お1人別々にいただくことか、それとも、ホテルによってケースバイケースなのか、お2人分その責任者がいただくようになるのか。その辺はどうなんでしょうか。

これもちょっと記憶にないところでしょうか。これが個別にいただいたものか、まとめていたしたものか。

○古賀世章委員長　　はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸）　　はい。当該宿泊証明がどのように、まとめてなのか個別なのかは、申し訳ありません、思い出せないんですけども。一般的なお話をさせていただくと、一般的には個別に取得するということになります。

○古賀世章委員長　　はい。平山委員。

○平山賢治委員　　先ほども述べさせていただいたんですけど、多分当人もお泊まりになってると思うんですよ、課長も。にもかかわらず、多分本物でないものが添付されている。

拝見する限り、手書きの筆跡はもう証人と課長のものは全く同じなので、宛先だけが違っていると。宛名だけが違っている。明らかにこれは、どちらかがどちらかのものをコピーして、宛名だけ変えたものだろうというふうに受け取れますので。

何でいうか、例えばこの件であれば、証人が清算時にはこの宿泊証明書を課長に提出して、合わせて2人分の精算を会計管理者に求めるというのが、やっぱり一般的な流れとしてあったんでしょうか。

まず課長にお出しして精算してもらうっていう流れだったかどうかを覚えてらっしゃいますか。

○古賀世章委員長　　はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸）　　はい。おっしゃるように、一般的にはその流れかと承知しています。

起案起票を誰がするのかっていうのがあるんですけども。ごめんなさい、やっぱりそこに関しては、その案件に対しての精算担当といいますか、は、明確にはすいません、出てこないです。

○古賀世章委員長　　よろしいですか。はい、どうぞ。高橋議長。

○高橋直也議長 すいません、何回も。

刈茅証人の前の、ある証人がですね、宿泊証明書とか復命書とか全部、担当課長の方が作ってくれて、自分は印鑑を押しただけのような書類もあるかもしれない記憶があると言わっていたんですけども、刈茅証人的にはそのような、もう全部しておくから印鑑だけ押してくれっていうような、復命書、宿泊証明書まで用意してもらって印鑑だけ押したというようなケースがあったかどうかという記憶がありますか。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい、今おっしゃられた内容については、記憶がござります。

○高橋直也議長 ありますか。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） あります。

○古賀世章委員長 はい。高橋議長。

○高橋直也議長 本来であれば、何回も繰り返し言いますけども、自分が出張に行って宿泊証明書をもらって、帰ってきて復命書を書いて、宿泊証明書を添付して出しますよね、決裁に。本来は自分がしなくちゃいけない業務ですけども、それを一緒にしておこうということで作ってもらって、宿泊証明書も用意してもらって、印鑑を押したケースがあるという確認でよろしいんですね。

何回かまではちょっと言いませんけども。そういったケースが過去にあったと。

もし何課にいて、その時の誰にそういったお世話までしてもらったというのがわかれれば教えてもらいたいですけども。

○古賀世章委員長 はい。刈茅証人。

○証人（道の駅推進係長 刈茅王伸） はい。まず、先ほどおっしゃっていただいた流れについては、確かに記憶をしてございます。

その詳細な、どうしてもやっぱり私の中では宿泊証明は自分で取っていたっていう記憶がありますので、その部分は少し記憶が一致しないところはあります。ただ、そういった流れがあったということは記憶をしてございます。

具体的な事例ということなのですけれども、2年前3年前になってくると、ものすごく曖昧で出てこないんですが、例えば具体的な事例としては、直近の令和6年の奈良県への出張が、それに近いものがあったということを記憶してございます。具体的に出てくるのはやはりそこですね。

おそらくそれ以外で当該課長との出張となると、私が産業課時代になりまして、もう4年5年前ということになりますので、なかなか。

申し訳ございません。真実を話すこの場において、一生懸命探しているんですけれども、出てこないというのが事実でございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。その他、いかがですか、皆さん。

それでは、以上で刈茅証人に対する尋問は終了させていただきます。ありがとうございました。証人は、退出いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

(証人退室)

○古賀世章委員長 以上で刈茅証人への証人尋問を終わります。

ここで暫時休憩をと思ったんですが、実は、佐々木大輔建設課長から、病気を理由とする欠席届が提出されております。

したがって、このことに関しまして質疑をしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それでは、欠席届を朗読してください。

○白根美穂副委員長 佐々木大輔、欠席届。令和7年3月5日の公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会には、次の理由により出席できないので提出いたします。理由、うつ病の病気療養中であり、体調がすぐれないため、また、2月28日にかかりつけの心療内科を受診した際、症状悪化の恐れがあるため欠席するよう主治医から助言を受けたため。

ということで、欠席届が出ております。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

ただいま欠席届の説明をしていただいたんですが、このことにつきまして質疑をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

このことにつきまして、質疑はありませんか。どなたか、疑問があるとか、どうだろうかということがあれば、お願いをしたいと思いますが。いかがでしょうか。平山委員。

○平山賢治委員 先ほどの宿泊費の話じゃないんですけど、その欠席理由については添付書類等はないんでしょうか。それを疎明するようなものはないんですか。

○古賀世章委員長 お答えします。

現時点では、この欠席届だけ議長宛にきておるだけで、それ以外の証明書は全然添付されておりません。以上です。はい、河野委員。

○河野政之委員 通常であれば、こういう病気にかかってあるんですから、病院にかかっておりますので、診断書とかそれを一緒にするとよろしいかと思いますけど。そのままで、今日お読みになったものではちょっとですね。

○古賀世章委員長 やはりそこは疑問が残るところでありましてですね。そこをどうするかというのは我々としても次にどうもっていくかということを議論をする必要があると思います。

はい、平山委員。

○平山賢治委員 百条に関しては、理由なく出頭を拒む場合は罰則等もある、非常に強制力の高いものでありますので、病気を理由とするのであれば、そのお書きになられている主治医、それから受診の記録及び診断書というものが、やはりどうしても、証明するものとしても必要ではないかと思うんですけども。

今回は残念ながらご出頭いただけない点ではありますが、例えば次にまたお呼びするのかという話にもなりますから、少し書類をお願いしたほうがいいんじゃないか、ご本人のためにも書類をお願いしたほうがいいのではないかと思います。

○古賀世章委員長 確かにおっしゃる通りと思うんですけども。

この欠席届をよくよく読んでみると、本当に病院に行かれて主治医からこういうことを言われたかどうかということすら、よくわからないんですね。ただ本人が書いておるものですから、事実だと思います。だからそこも確かめないといけないのかなと。

本来なら、先ほど平山委員がおっしゃったように、少なくとも診断書ぐらいはつけてこないといけないというふうに思いますけどね。ただこれだけですから。どうしようもないものですから。

高橋議長。

○高橋議長 付け加えて言わせてもらいますと、昨日、議会初日の冒頭で、町長あいさつで。

確かに委員会で佐々木氏に証人尋問したいという議決を取って、百条の委員長から議長に依頼が来て、議長名で今日来られた証人も佐々木氏にも証人喚問の依頼を出しております。

ただ、昨日の町長あいさつでは、病気の職員にもかかわらずそんなものを出したと言われましたけれども、我々議会としては、佐々木氏が病気休暇しているという事実は確認しておりません。げなげな話で、佐々木さんは休んでいるよというぐらいの話は小耳にはさみましたけども、行って確認をしておりませんし、私は、執行部からきちんと佐々木氏が病気で休んでいるというのは聞いておりませんので。

今日、正直、出頭できない理由を多分本人の字で書いていると思うんですけども、それが事実にしても本人の字で病気でと書くだけの文章では、私は正式な欠席する理由にならないというか、書面で処理するにあたっては不備があり過ぎると。

私は、きちんと診断書までつけて、こうですので来られませんと言われば、もうそれはそれで、病気でも這って出て来いとかそんなことは言えませんので。

ただ、やはり、社会人として正当な理由ということで、出頭してもらう依頼書を出している返事としては、本人が書くだけじゃなくて、きちんと証明書を付けて出してもらうのが正式なやり方ではないかなと私は思っております。あとは皆さんで決めていただいて結構ですので。

○古賀世章委員長 そういう状況にありますものですから、もう少しこの辺についてはきちんと対応を諮りたいというふうに考えます。よろしいでしょうか。

それでは、しばらくの間、暫時休憩をして、次回の調整をしたいと思います。

(午後 16 時 30 分休憩)

(午後 16 時 51 分再開)

○古賀世章委員長 再開したいと思います。

お諮りします。佐々木大輔氏から提出されました欠席届について、不出頭の理由が正当であるかを判断するために、証人に対し、書類の提出を求めるご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

つづきまして、記録提出の要求についてでございます。

この際、地域振興課、商工、観光に関する全ての補助金に係る歳入伝票、歳出伝票、流用伝票、以上の提出を求めたいと思います。

本件について、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 お諮りいたします。

これにつきましては、執行部に対し、地方自治法第 100 条第 1 項に基づき、3 月 14 日までに記録の提出を求めるご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出がない場合は、地方自治法第 100 条第 3 項の規定により、6箇月以下の禁固又は 10 万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

次に、次回の委員会についてでございますが、3 月 17 日月曜日午後 1 時 30 分より会議を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

その他で、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ないようですので、以上で本日の調査特別委員会を閉会したいと思います。

お疲れ様でした。

(午後 16 時 55 分閉会)